

## 個人情報の取扱いにおける注意事項

下水道管路施設保全立会業務他委託の業務実施にあたり、個人情報の取扱いに関しては、次の事項について注意すること。

- 1 施工通知にある企業名、企業代表者名、企業代表電話番号は個人情報に該当しないが、企業の担当者名と担当者電話番号は個人情報に該当する。
- 2 本市との間でクラウド上で電子データを共有する場合は、個人情報の取扱いに注意すること。
- 3 本業務の実施のため、委託事業者が、1にある個人情報を含むデータを電子データ化し、他者とは共有せずに使用することは可能である。
- 4 本市との間で、Web 会議におけるビデオ通話、音声通話、画面共有を行う際、個人情報を含む内容のやりとりが必要な場合は、Microsoft Teams ソフトは使用可能であるが、Zoom ソフト等他の Web 会議ソフトは本市情報セキュリティの制約上、使用できないので注意する事。
- 5 本市との間で、電子メールに添付する型式による個人情報を含む資料（施工通知書、施工通知書回答等）のやり取りは可能である。